# 堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市民に環境活動に関心を持ってもらい、一緒に活動し親しみをもってもらえるよう、堺市環境マスコットキャラクター「ムーやん」（以下「ムーやん」という。）の別紙に定めるデザイン（以下「デザイン」という。）及びムーやんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第２条　ムーやんのデザイン及び着ぐるみの使用目的は、次に掲げるものとする。

(1)　低炭素都市「クールシティ・堺」の推進に関する活動

(2)　ごみの分別や減量、環境美化等の推進に関する活動

(3)　生物多様性の保全に関する活動

(4)　環境教育の推進に関する活動

(5)　その他環境施策の推進に関する活動

(6)　市の魅力発信の向上に資する活動

（使用対象事業の範囲）

第３条　ムーやんのデザイン及び着ぐるみの使用対象事業の範囲は、次に掲げるものとする。

(1)　本市が開催又は参加する事業

(2)　地域団体又は学校関連が開催する事業

(3)　国、又は地方公共団体等が開催する事業

(4)　報道機関が報道又は広報の目的で使用するもの

(5)　その他第２条に定める使用目的に合致し、市長が適当と認めるもの

（使用承認の申請）

第４条　デザイン又は着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用承認申請書（様式第１号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　本市が使用するとき。

(2)　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(3)　その他市長が特に必要と認めたとき。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

(1)　デザインを使用したイメージ図等

(2)　着ぐるみを使用する行事の資料等

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

３　第１項の申請書は、使用しようとする日の３か月前から提出できるものとする。

（使用の承認等）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン又は着ぐるみの使用を承認するものとする。

(1)　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2)　特定の個人、政治、思想、若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3)　営利目的として使用すると認められるとき。

(4)　自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5)　特定の個人、又は団体等の売名利用されるおそれがあると認められるとき。

(6)　本市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7)　公益性又は公共性のない活動に使用すると認められるとき。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは公益的団体又は学校教育法に規定する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校)、児童福祉法の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）が主催するものについては、この限りでない。

(8)　申請者又はその役員（相当の責任の地位にある者を含む。）が暴力団員、暴力団関係者その他反社会勢力に係る者であるとき。

(9)　その他市長が使用について不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認することが適当と認めたときは、堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用承認通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による審査の結果、使用を承認することが不適切と認めるときは、堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、第４条第１項の承認をするときは、条件を付することができるものとする。

（使用承認の期間）

第６条　使用承認の期間は、使用を承認した日から起算してデザインについては１年、着ぐるみについては１０日を限度で市長が定める日までとする。

（変更の承認）

第７条　第５条第１項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用

目的・方法・内容・期間を変更しようとするときは、堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用承認内容変更申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が一部の使用廃止であるときは、この限りでない。

２　第５条第１項及び第４項の規定は、第１項の承認について準用する。

３　市長は、第１項に基づく使用を承認したときは、堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用変更承認書（様式第５号）を当該申請者に交付し、不承認にしたときは堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用変更不承認通知書（様式第６号）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第８条　使用者は、住所、氏名、担当者、電話、ＦＡＸ、電子メールを変更したときは、堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用者変更届出書（様式第７号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（使用料）

第９条　 デザイン又は着ぐるみの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第１０条　 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　使用許可された用途にのみ使用すること。

(2)　使用許可を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3)　定められた形、色等を正しく使用し、デザインの改変や応用使用はしないこと。

(4)　ムーやんのイメージを損なう使用はしないこと。

(5)　デザインの下部等適切な位置に「堺市環境マスコットキャラクタームーやん」と表示すること。ただし、著作物であることを示す「©」の表示をもって代えることができる。

(6)　着ぐるみ取扱説明書に定めたものとすること。

(7)　使用期間が終了したときは、速やかに使用を中止すること。

(8)　着ぐるみは、火気又は危険物の近辺で使用しないこと。

(9)　着ぐるみは、水気に濡らさないこと。

（調査等）

第１１条　市長は、デザイン及び着ぐるみの使用に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

２　使用者は，前項の規定により市長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は市長から調査を受けたときは、これに協力しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第１２条　市長は、当該使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、そ

の者に対し、使用の承認の取消し、使用の制限、又は使用の停止（以下「取消し等」という。）を行うことができる。

(1)　第５条第１項各号のいずれかに該当し、第１０条の各号のいずれか又は、第１６条に違反していると認めるとき。

(2)　偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。

(3)　公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他デザインや着ぐるみの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか，市長がその使用の継続を不適当であると認めるとき。

２　前項の規定による取消し等は、その使用者に堺市環境マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用承認取消等通知書（様式第８号）により通知するものとする。

３　前項の規定により取消し等をされた使用者は、当該取消し等にかかる物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

４　市長は、取消し等をされた使用者に対して使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第１３条　前条の規定によりデザイン又は着ぐるみの使用の取消し等を行った場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

２　使用者がデザイン又は着ぐるみの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。

（使用終了後等の措置）

第１４条　第６条の規定による使用期間が終了した使用者、又は第１２条第１項の規定に基づく承認の取消しを受けた使用者は、速やかにデザイン及び着ぐるみの使用を中止し、並びにデザインの複製物の廃棄又は回収に関する市長の指示に従わなければならない。

（使用者の責任）

第１５条　使用者が故意又は過失により着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

２　使用者が故意又は過失により本市に損害を与えたときは、市長は、その賠償を請求することができる。

３　使用者が、デザイン及び着ぐるみを使用することにより第三者に対し、損害又は損失を与えた場合において、市長は法律上の責任を一切負わない。

（権利の設定等の禁止）

第１６条　使用者は、ムーやんについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

（補則）

第１７条 この要領の施行について、必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

この要領は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年７月３１日から施行する。